

# マージャン店営業等における新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン（案）

令和2年5月12日策定  
全国麻雀業組合総連合会

## 1、目的

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」と呼ぶ。）による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日、以下、「提言」と呼ぶ。）によれば、令和2年4月7日に発出された緊急事態宣言に基づき、「行動変容」や「強い行動自粛」の呼びかけを行ない、「3つの密」を徹底的に回避するよう求めた成果として、34県において感染状況は拡大傾向から外れているが、13都道府県においては依然として高い指標を示しており、引き続き、新規感染者数の減少傾向を維持させることを通じて、今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続することの必要性が示唆されている。

提言によれば、マージャン店は「これまでにクラスターが発生した主な施設類型」に含まれていないが、今後は営業活動の維持と感染拡大の予防を両立した、持続的な対策が必要になると見込まれている。

このガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（専門家会議（令和2年5月4日改訂））を参考に、マージャン店営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「まあじやん屋」をいう。以下、同じ）等関係団体においては、政府の指針に基づき、専門家の知見を踏まえ、自主的な感染防止のための取組を進めることを目的とする。

このガイドラインで示す内容は、あくまでも基本的なマージャン店営業等における想定を前提に、モデルケースとしての対策等を例示するものであり、営業所によっては追加的な対策が必要になることがあり、現場によって適切に実践されることを求める。

なお、このガイドラインは、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する必要があることに留意すること。

## 2、基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症に関しては、肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であることが、総合的に判断されている。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、マージャン店営業等においても、「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが求められている。

このようなことを踏まえて、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の一丸となって、「三つの密」を徹底的に避ける、手洗いや人と人の距離の確保を行うなどの基本的な感染対策を継続するという、感染拡大を予防する「新しい生活様式」が普及されることを前提としつつ、マージャン店営業においても、感染拡大の防止に取り組みながら営業活動の維持の両立を持続的に行うものとする。

そのためにも、基本的な感染対策の徹底は当然として、マージャン店営業等の固有の新型コロナウイルス感染症に関するリスク評価を行い、まん延の防止に厳に取り組むことを指針とし、来店客や従業員にとって「安心・安全」な営業環境が整備され、広く周知されることを望む。

## 3、営業者が講じるべき具体的な対策

### （1）政府、または所在する都道府県との関係

政府並びに各自治体による、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防の観点から実施される協力要請があった場合にはこれに応じるものとする。

## (2) リスク評価

マーチャン店営業等において、使用している設備および提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染(①)と飛沫感染(②)のそれぞれについて、従業員や来店客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。また、感染のフェーズに応じて地域としてのリスク評価(③)も必要である。

### ①接触感染によるリスク評価

他者と共有する物品や手が触れる場所は「・マーチャン卓・マーチャン牌・点棒等・サイドテーブル・椅子の背もたれ・ドアノブ・電話機・スリッパ・ハンガー・レジ・手すり・エレベーターのボタン」であり、そのうち高頻度接触部位は「・マーチャン卓・マーチャン牌・点棒等・サイドテーブル・椅子の背もたれ・ドアノブ」であり、特に注意する。

### ②飛沫感染によるリスク評価

一般的なマーチャン店を想定した場合、

ア、遊技スペースにおけるリスク

- ・十分な換気量が確保できていない場合。
- ・対面になったり、人と人との距離が近い場合。
- ・声(特に大声)を出すような場所である場合。

イ、待合スペース、食事・休憩スペース等におけるリスク

(以下、アと同じ)

ウ、営業所内事務室、従業員控室等におけるリスク

- ・十分な換気量が確保できていない場合。
- ・出退勤時、休憩時間に従業員が密集になる場合。

が考えられる。

### ③地域における感染状況のリスク評価

地域での感染拡大の可能性が報告された場合の営業所への影響について評価する。

### (3) 営業所内の各所における対策

#### ①共通事項

○対人距離を確保（できるだけ2m）。

○ドアノブなど店内の不特定の人が接触する部分を定期的に消毒する。

・2時間に1回以上を目安とし、来店人数により適宜判断する。

○手や口が触れるようなもの（コップ、箸等）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。

○施設内に手指の消毒装置（\*別途添付資料参照、以下、同じ）を設置する。

○換気を十分におこなう。

・窓がある場合

-風の流れができるように2方向の窓を開け、1回あたり数分間程度全開にし、毎時2回の換気を行う。常時、窓を全開にすることも良い。

・窓が無い場合（地下や高所の建物、窓が無い施設）

-入口を開けたり換気設備の外気取入れ量を増やす等、換気量のさらなる増量に努める。

・換気設備の清掃を徹底し、換気量の減少を防ぐこと。

○BGM音量を下げる。

-大声での会話にならないように店内BGM音量を下げる等配慮する。

○喫煙所を設置している場合。

・喫煙所を設置する営業所においては、喫煙所の面積に応じて同時利用人数を設定するなど、喫煙所内に密集しないよう制限する。

#### ②営業所入口

・営業所入口に、手指消毒用の消毒装置を設置する。不足が生じないよう定期的な点検を行う。

・来店客が入口に密集しないように工夫する。

#### ③待合スペース、食事・休憩スペース等

・来店客が対面しないように、横並びにイスを配置するか、または互い違いに座るよう

誘導する。

- ・一度に休憩等する人数を減らし、対面での飲食や会話を回避するよう表示等により促す。
- ・飲食の提供に際しては、少人数で待ち席を利用する。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う（最低1日1回）。
- ・スリッパ、ハンガー等の消毒を定期的に行う。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いする。

#### ④ マージャン卓および関連備品

##### ○ マージャン卓

- ・全自動マージャン卓にあつては、対面する人の距離が1mであることから、遊技に際し、イスを後ろに下げるなどして、対人距離（側面に座る者との距離も含む。）を確保（できるだけ2m）する。これらの方法により対人距離を確保できないことが見込まれる場合は、アクリル板や透明ビニールカーテン等により遮へいする。
- ・他の利用客との間隔が2m以上となるよう、使用するマージャン卓を1台おきにするなどの対応をすること。
- ・開店前および使用後は十分に消毒を行う。

##### ○ サイドテーブル・座席イス

- ・サイドテーブルに消毒液を、可能であればマージャン卓1台当たり2個、設置する。
- ・開店前および使用後は十分に消毒を行う。

##### ○ マージャン牌

- ・3時間に1回、消毒済みのマージャン牌と交換する。
- ・使用後は十分に消毒を行う。

##### ○ 点棒等

- ・3時間に1回程度消毒を行う。

#### ⑤ トイレ

- ・便器内は、通常の清掃でよい。
- ・接触頻度の高い箇所は、こまめに清掃・消毒を行う。

- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人的にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは使用せず、共通のタオルは禁止する。

#### ⑥清掃・ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、備え付けのビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・営業所内各所の清掃・消毒を徹底する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・作業を終えた後は、手洗いをを行う。
- ・清掃に際しては、市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。  
通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、営業前、営業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃でよい。

### (4) 来店客に関する感染防止策

#### ①来店客の入場時における感染防止策

○感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応）

○検温の実施

○手指の消毒

○靴裏の消毒

- ・以下の場合には、入場の取りやめを要請する
  - 検温を行い、37.5 度以上の発熱があった場合
  - 咳・咽頭痛などの症状（軽度な風邪のような症状を含む）がある場合
  - 過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への渡航歴がある場合
  - 検温・手指の消毒に協力しない場合
  - その他の疾病への感染が疑われる症状（発熱・咳・全身痛等の体調不良）がある場合

○来店客名簿の作成

- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、来店客名簿を作成し、最低でも 3 週間は保管する。

## ②来店客の営業所内における感染防止策

- ・咳エチケットへの協力をお願いする。
- ・マスク着用をお願いする。
- ・定期的な手洗いと手指消毒を奨励する。
- ・十分な距離を取り、また、十分な座席の間隔を確保する。
- ・営業所内の定期的な換気への理解と協力をお願いする。
- ・来店客同士の接触は控えていただくよう周知する。
- ・来店客から体調不良の申し出があった場合は、速やかに退店していただくと共に、症状が改善されるまでは自宅療養をお願いする。
- ・退店時にも手指消毒を奨励する。

## (5) 従業員に関する感染防止策

### ①共通事項

- ・出勤人数を最小限度の人数とするなど、シフトを工夫する。
- ・咳エチケットを徹底する。
- ・勤務時間中はマスクを着用する。
- ・手洗いや手指消毒、うがいを徹底する。
- ・施設内において至近距離での接触を極力避ける。
- ・ユニフォーム・エプロン等はこまめに洗濯する。
- ・出勤時に体温の測定と記録を行う。37.5度以上の発熱がある場合には自宅待機とする。
- ・従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・小集団の感染者（クラスター）が次の感染を招くことをよく理解して注意する。

### ②従業員の感染が疑われる場合

- ・下記のような症状があった場合は自宅待機とし、不要不急の外出を控える。  
-発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合

- 息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合
- 味覚や嗅覚に異常が認められる場合
- ・従業員が通院した場合は、医師の指示に従い行動し、診断結果等の報告を速やかに受ける。

### ③従業員に感染者が発生した場合

- ・保健所等関係機関へ速やかに報告し、対応について指導を受ける。
- ・感染者の営業所内での行動範囲を確認し、濃厚接触者の把握と感染拡大防止の為に最善を尽くす。
- ・濃厚接触者と確定された従業員には、原則として14日間の自宅待機と健康観察を行う。
- ・営業所内の設備や従業員が接触した可能性のある備品の消毒を徹底して行う。
- ・必要な関係機関への報告を除き、感染者の個人情報を守る。

## (6) 周知

### ①感染予防のため、来店客等に対し以下について周知する。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・うがい・手指の消毒の徹底
- ・ソーシャルディスタンス（社会的距離）の確保の徹底

### ②周知の方法は以下の通り。

- ・施設入口
- ・施設内各所
- ・施設ホームページ、SNS等

## (7) 保健所との関係

営業所内に感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。

## (8) その他

高齢者や持病がある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討する。

営業所ごとに、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合は、対応を強化することが必要となる可能性がある。

### 添付資料

#### 消毒液に関するエビデンス

##### ■コロナウイルスに関する基礎知識

\*コロナウイルスとは（出典：国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

##### ■消毒液に関して

#### ①手指消毒を行う場合

高濃度エタノール（有効濃度：70～83vol%）を使用する。但し、より高濃度のものは、精製水等で同範囲に薄めて使用する。

\*高濃度エタノール製品の使用について（出典：厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000611836.pdf>

#### ②物の表面の消毒を行う場合

次亜塩素酸ナトリウム（有効濃度：0.1% = 1000ppm）、もしくは、次亜塩素酸水（有効濃度：12.5ppm）を使用する。

\*次亜塩素酸ナトリウムに関する詳細資料（出典：厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

\*次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムの同類性（出典：厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/08/dl/s0819-8k.pdf>

（次亜塩素酸水は次亜塩素酸ナトリウムの約 80 倍の殺菌力を示す）